

7月6日から年金時効特例法が施行

年金時効特例法

法律の概要

●今までの取り扱い

年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

●今後の取り扱い

「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることができなかった分も、全期間さかのぼってお支払いします。

対象となる方

●既に年金記録が訂正されている方

①年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額は時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていた方

〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕

②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新た

に年金を支払うことになった

が、従来、過去の分は時効消滅により直近の5年分の年金

に限ってお支払いしていた方

〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕

③①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、その遺族の方

〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕

※遺族の範囲は、亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟

姉妹の順となります。

●今後、年金記録が訂正される方

④今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、上記①③と同じように、過去の分は直近5年間分の年金に限ってお支払いすることとなる方

〔増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます〕

必要な手続

●今後、年金記録が訂正される方

記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。

年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

●既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

・できる限り簡単に手続をさせていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。(平成19年9月)

・今すぐに手続をさせていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類を提出(または郵送)していただきますようお願いします。

※郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、問い合わせ先から取り寄せていただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしていただきます。

いただきますようお願いいたします。

※手続きから支払いまでの期間は、2〜3カ月程度です。

支払いの前に、審査結果・振込等をお知らせします。

年金記録の確認

あなたの年金記録は、国(社会保険庁)のコンピュータに

収録されています。安心していただくために、あなたの年金記録の確認をします。

長島町役場の窓口で年金相談を受け付けます

役場の窓口で、社会保険事務所への年金記録紹介の取り次ぎを行います。数日後には、社会保険事務所から回答が届きます。

その場で確認したい方は、社会保険事務所とのホットラインで年金記録を確認いたします。(少々時間がかかる場合があります)

【問い合わせ先】

川内社会保険事務所

TEL 0996・22・5276

ねんきんダイヤル

TEL 0570・05・1165

平日 午前8時30分〜午後5時15分

場所 町民福祉課 総合管理課

社会保険事務所の出張相談所が開設されます

川内社会保険事務所がコンピュータを持参し、その場で年金記録を確認します。

開設日 平成19年8月21日(火) 午前10時〜午後4時

会場 長島町役場指江庁舎

川内社会保険事務所でああなたの年金記録を確認します

平日は、午前8時30分から午後7時まで年金記録の相談を受け付けています。電話や文書での紹介もできます。川内社会保険事務所
TEL 0996・22・5276
24時間年金あんしんダイヤル
0120・65・7830